七　道路運送法施行規則第五十一条の二十四に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

八　道路運送法施行規則第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

九　道路運送法施行規則第五十一条の二十六に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十・十一　（略）

（自家用有償観光旅客等運送自動車に関する表示等）

第八条　自家用有償観光旅客等運送者は、自家用有償観光旅客等運送を行う場合には、道路運送法施行規則第五十一条の二十七第一項に規定する標章に外国人観光旅客の利便の確保に関し必要な事項を記載するように努めるものとする。

第九条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第五十一条の十五第三号	地域公共交通会議等において協議が調つていること（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としていると は認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）	国家戦略特別区域法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見を聴いていること
（略）	（略）	（略）
第五十一条の二十三第一項第五号	第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項
第五十一条の二十三第三項	第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項

七　道路運送法施行規則第五十一条の二十に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

八　道路運送法施行規則第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

九　道路運送法施行規則第五十一条の二十二に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十・十一　（略）

（自家用有償観光旅客等運送自動車に関する表示等）

第八条　自家用有償観光旅客等運送者は、自家用有償観光旅客等運送を行う場合には、道路運送法施行規則第五十一条の二十三第一項に規定する標章に外国人観光旅客の利便の確保に関し必要な事項を記載するように努めるものとする。

第九条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第五十一条の十四第一項	自家用有償旅客運送者	自家用有償観光旅客等運送者
第五十一条の十五第三号	地域公共交通会議等において協議が調つていること（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としていると は認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）	国家戦略特別区域法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見を聴いていること
（略）	（略）	（略）
第五十一条の十九第一項第五号	第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項
第五十一条の十九第三項	自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等	自家用有償観光旅客等運送を行う特定非営利活動法人等
	第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項
第五十一条の二十四	自家用有償旅客運送を行う市町村	自家用有償観光旅客等運送を行う市町村